

## 製造品目（主な法規制と濃度関係）

製品名	CASNo.	化学名・一般名	労働安全衛生法				毒物及び劇物取締法	消防法	労働基準法
			①	②	③	④			
塩化第二鉄液	7705-08-0	塩化鉄 (III)		○		○			
塩化第一鉄液	7758-94-3	塩化鉄 (II)		○					
PSI-025 PSI-010	-	ポリシリカ鉄		○	○	○			○
ポリ硫酸第二鉄	51434-22-1	ポリ硫酸第二鉄		○					
AdBlue® AUS40 尿素水	57-13-6	尿素							
次亜塩素酸ソーダ	7681-52-9	次亜塩素酸ナトリウム		1%≤※3			1%≤		
苛性ソーダ	1310-73-2	水酸化ナトリウム		1%≤	○	1%≤	5%<		○
稀硫酸 濃硫酸	7664-93-9	硫酸	1%<	1%≤	○		10%< 指定数量：200kg	60%< 指定数量：200kg	○
塩酸	7647-01-0	塩化水素	1%<	0.1%≤	○		10%<		○
稀硝酸	7697-37-2	硝酸	1%<	1%≤	○		10%<		○
PAC	1327-41-9	ポリ塩化アルミニウム		○					
純水	7732-18-5	水							
炭酸ソーダ水溶液	497-19-8	炭酸ナトリウム		1%≤※1			1%≤		
チオ硫酸ソーダ水溶液	7772-98-7	チオ硫酸ナトリウム							
塩化マグネシウム水溶液	7786-30-3	塩化マグネシウム							
塩化カルシウム水溶液	10043-52-4	塩化カルシウム		1%≤※1			1%≤		
スルファミン酸水溶液	5329-14-6	アミド硫酸		1%≤※2					

記載例)

○（該当）、空欄（非該当）

10%< (10%を超える濃度で該当)

### 労働安全衛生法

① 特定化学物質第3類物質

② 名称等を通知・表示すべき危険物及び有害物  
(SDSの基準値を記載)

※1 = 2025.04から適用      ※3 = 2027.04から適用

※2 = 2026.04から適用

③ 腐食性物質

④ 皮膚等障害化学物質 (2024.04施行)